

公益社団法人日本看護協会
小倉一春大学院教育(国際看護)奨学金給付規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本看護協会(以下「本会」という。))が給付する小倉一春大学院教育(国際看護)奨学金に関し必要な事項を定めるものとする。

(奨学金及び給付奨学生)

第2条 この規程において奨学金とは、本会が次条に定める資格を有する者に学資及び生計費として給付するものをいい、奨学金の給付を受ける者を給付奨学生という。

(給付奨学生の資格)

第3条 給付奨学生は、日本国民であって保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)による保健師、助産師又は看護師の免許を有する心身ともに健全な者で、次の各号の全てに該当しなければならない。

(1)看護系大学大学院において国際看護を専攻している者

(2)国際看護に関する教育研究あるいは臨床を通して看護の実践に貢献できる者

2 日本国籍がない場合、在留資格が「法定特別永住者」「永住者」「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」「定住者」のいずれかであること。

(奨学金の給付額)

第4条 奨学金の給付額は、一人あたり60万円とする。

2 奨学金は、原則として返還を要しないものとする。

第2章 給付奨学生の決定及び奨学金の交付

(募集)

第5条 給付奨学生の募集は、公に行うものとする。

(願書の提出)

第6条 給付奨学金希望者は、願書・履歴書に必要書類を添えて本会に提出しなければならない。

2 必要書類は、別途募集要項に定める。

(給付奨学生の決定)

第7条 本会は、申込期日までに到着した願書・履歴書等により給付奨学生を決定し、給付奨学金希望者に通知する。

2 給付奨学生の決定に必要な事項は、会長が別途募集要項に定める。

(奨学金の交付)

第8条 奨学金は、一括で交付する。

(奨学金受領書の提出)

第9条 奨学金の交付を受けた給付奨学生は、直ちに奨学金受領書を本会に提出しなければならない。

(給付奨学生の義務)

第10条 給付奨学生は、奨学金交付式に出席をしなければならない。ただし、やむを得ない事情が生じたときには、欠席を認めることがある。

2 給付奨学生は、課程修了後の指定する期日までに修了証明書、研究レポート等を本会に提出しなければならない。

3 給付奨学生は、課程修了後に就職した場合は、本会の求めに応じて、在職を証明する書類を本会に提出しなければならない。

(奨学金の辞退)

第11条 給付奨学生は、奨学金の給付を辞退するときは、奨学金辞退届を本会に提出しなければならない。

(変更の届出)

第12条 給付奨学生は、給付奨学生又は連帯保証人の氏名又は住所等に変更があったときは、直ちに本会に届け出なければならない。

(死亡の届出)

第13条 給付奨学生が死亡したときは、相続人又は連帯保証人は死亡診断書を添えて給付奨学生死亡届を遅滞なく本会へ提出しなければならない。

(異動の届出)

第14条 給付奨学生が、次条各号(第6号を除く。)の一に該当し、又は該当するおそれがある場合には、異動届を本会へ提出しなければならない。

(給付奨学生の身分の喪失)

第15条 給付奨学生が次の各号の一に該当するときは、給付奨学生の身分を喪失する。

(1)第3条に定める給付奨学生の資格を喪失したとき

(2)修学の継続ができないとき

(3)奨学金の給付を辞退したとき

(4)転籍、転学又は退学により国際看護を専攻しなくなったとき

(5)修了できなかったとき

(6)死亡したとき

(7)偽りの申請その他不正な手段によって給付を受けたとき

(8)その他給付奨学生として適当でないと本会が認めたとき

(奨学金の返還)

第16条 本会は、給付奨学生が前条各号(第6号を除く。)の一に該当すると認めたときは、給付した奨学金全額を返還させることができる。

2 前項で返還を求められた者は、請求の翌々月から起算して24か月以内に一括又は割賦にて、全額返還しなければならない。

(奨学金の返還猶予)

第17条 本会は、前条に定めた者が次の各号の一に該当すると認めたときは、奨学金の返還を猶予することができる。

(1)災害、又は傷病により、返還することが困難になったとき

(2)やむを得ない事情により返還が著しく困難になったとき

2 前条に定めた者が返還猶予を受けようとするときは、奨学金返還猶予願を本会に提出しなければならない。

第3章 雑則

(権利の帰属)

第18条 給付奨学生が提出した研究レポート等に関する一切の権利は、給付奨学生に帰属するものとする。ただし、本会が事業の報告等に利用するときは、使用できるものとする。

(補則)

第19条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(規程の変更)

第20条 この規程における変更は、理事会の決議により行わなければならない。

附則

1 この規程は、平成29年6月1日から施行する。

2 公益財団法人国際看護交流協会が定めた奨学金給付規則の規定により現に奨学金の給付をうけている者の2年次は、第4条の規定にかかわらず、公益財団法人国際看護交流協会が定めた金額を給付する。

1 この規程は、平成29年11月21日に改正し、同日から施行